

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定について

○環太平洋パートナーシップ（TPP）協定とは

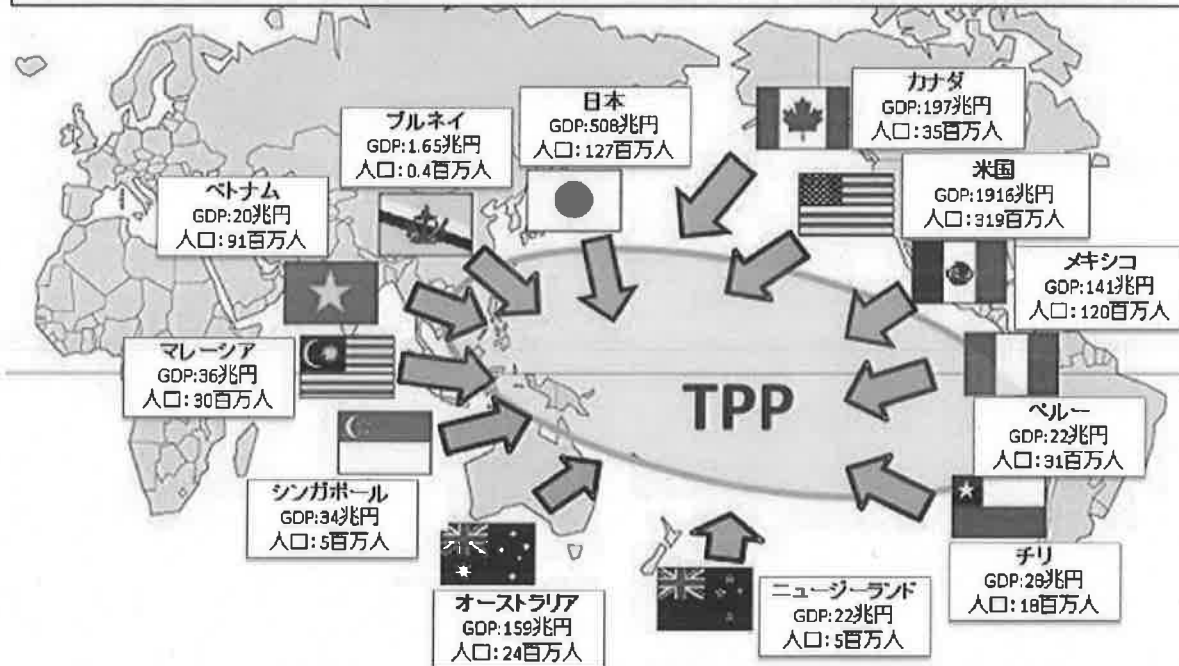
オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計12か国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定。2015年10月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意に至った。現在、各国において、協定の発効に向けた手続きが進められている。

○想定されるTPP協定のメリット・デメリット

協定が発効すれば、交渉参加12か国のGDPが世界の4割を占める巨大な経済圏が誕生することとなり、関税の削減・撤廃や貿易手続の簡素化に伴い、衣食住に関わる商品が安く購入できることや工業製品などの輸出促進、中小企業の海外展開が図られるなど、輸出・輸入の双方でメリットがあると期待される。

一方、本県の基幹産業である農林水産業においては、農産物重要5品目における関税の大幅な削減や新たな輸入枠が設定された他、野菜、果樹、林・水産物の大半が関税撤廃となり、海外から安価な農産物が流入し生産者の経営を圧迫する恐れがあるなど、一定の影響が懸念される。

○TPP交渉参加12か国の経済規模は3,100兆円で、世界全体の4割を占める。
 ○TPP経済圏の市場規模(人口の合計)は8億人で、世界全体の1割を占める。



出典:世界銀行データベース(基準年:GDP=2014年、人口=2014年)
 ※1ドル=110円で換算(2014年度円相場平均)

TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

<p>(1)冒頭の規定及び一般的な定義</p> <p>TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができると認められる。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p>(2)内国民待遇及び物品の市場アクセス</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(3)原産地規則及び原産地手続</p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p>(4)繊維及び繊維製品</p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p>(5)税関当局及び貿易円滑化</p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p>(6)貿易救済</p> <p>ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>	<p>(7)衛生植物検疫(SPS)措置</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気に罹らないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(8)貿易の技術的障壁(TBT)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障壁とならないように、ルールを定める。</p>	<p>(9)投資</p> <p>投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>(10)国境を越えるサービス</p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。</p>
<p>(11)金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(12)ビジネス関係者の一時的な入国</p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p>(13)電気通信</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(14)電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15)政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p>(16)競争政策</p> <p>競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。</p>	<p>(17)国有企業及び指定独占企業</p> <p>国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律について定める。</p>	<p>(18)知的財産</p> <p>特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分な効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p>(19)労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(20)環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(21)協力及び能力開発</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(22)競争力及びビジネスの円滑化</p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p>(23)開発</p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p>(24)中小企業</p> <p>中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p>(25)規制の整合性</p> <p>加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。</p>
<p>(26)透明性及び腐敗行為の防止</p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p>(27)運用及び制度に関する規定</p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p>(28)紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p>(29)例外</p> <p>締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。</p>	<p>(30)最終規定</p> <p>TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

大筋合意の概要

(1) 物品市場アクセス（主なもの）

○ 米

現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。米国、豪州に国別枠を設定。

○ 小麦

現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。米国、豪州、カナダに国別枠を新設。

○ 牛肉

16年目以降9%まで関税を削減するが、輸入急増に対するセーフガードを措置。

○ 豚肉

差額関税制度を維持し、従量税は関税撤廃を回避するとともに、輸入急増に対するセーフガードを措置。

○ 乳製品

脱脂粉乳・バターについて、現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。TPP枠を設定。

○ 林産物

輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの（マレーシア、NZ、カナダなどからの合板及びカナダからの製材）については、16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

○ 水産物

海藻類は、関税を15%削減。その他は即時又は段階的に撤廃

○ 酒類

ボトルワインは、8年目、清酒・焼酎は、11年目までの関税撤廃期間を設定。

○ 農林水産物の輸出拡大

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、コメ、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。

(2) ルール分野（主なもの）

○ 食の安全・安心

WTO協定の衛生食物検疫（SPS）措置を踏まえた規定となっており、日本の制度変更が必要な規定は設けられておらず、日本の食品安全が脅かされるようなことはない。

貿易の技術的障害（TBT）では、遺伝子組み換え食品の表示を含めて、食品の表示要件に関する日本の制度変更はない。

○ 政府調達

特定の調達機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律として、WTO政府調達協定を適用するため、日本の制度変更はない。

○ 知的財産分野

新薬（生物学的製剤）のデータ保護期間を8年で設定。日本は、原則8年なので、変更はない

○ 漁業補助金

我が国の漁業補助金は、禁止対象の補助金にはあたらない。

○ 協定の発効

ア 全ての署名国が国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者に通知した後60日後

イ 署名後2年以内に全ての署名国が国内法上の手続きを完了しない場合、署名国のGDPの合計の少なくとも85%を占める、少なくとも6か国が、国内法上の手続きを完了した旨寄託者に通知した場合には、本協定は署名後2年の期間の満了後60日後

ウ ア又はイの要件が満たされない場合には、署名国のGDPの合計の少なくとも85%を占める、少なくとも6か国が、国内法上の手続きを完了した旨寄託者に通知した場合の60日後

【参考】

農林水産物（輸入品）

	総ライン数	関税を残すライン	関税撤廃率
全品目	9,018	443	95.1
うち農林水産物	2,328	443	81.1
うち関税撤廃したことがないもの	834	439	47.4
うち重要5品目	(586)	(412)	(29.7)

※ライン：関税定率法の別表（関税率表）に分類されている細目の品目

工業製品

輸入品 （関税撤廃率） 100%
（即時撤廃率） 95.3%
輸出品 （関税撤廃率） 99.9%
（即時撤廃率） 86.9%